リフォーム工事計画説明書(バリアフリー性: 等級4対応)

亩	田邨	4	(学	一面)

建築物の名称:

・リフォーム工事後において、フラット35Sの技術基準に適合するものであることを確認してください。

確認項目		リフォーム工事計画説明欄		基準適合
(唯秘) (月日	項目	リフォーム工事計画内容	記載図書	の確認
部屋の	特定寝室と	□ 便所 □ 浴室 □ 除 c 2	□ 住宅工事仕様書	□適
配置等	同一階にある部屋	(特定寝室 階、室名:) □ ホームエレベーター設置 ホームエレベーター出入口の幅員 () mm	□ 平面図	□ 不適
	玄関	□	□ 住宅工事仕様書 □ 平面図	□適□不適
	勝手口等	□ 勝手口等の出入口、上がりかまちの段差		
段差	浴室出入口 パルコニー 出入口	 □ 単純段差 () mm ≤ 20mm ・接地階を有する住宅 □ 単純段差 () mm ≤ 180mm(踏み段※使用の場合は、360mm以下) □ 単純段差 () mm ≤ 250mm + 手寸り設置 □ またぎ段差 () mm ≤ 180mm + 手寸り設置 (路み段※使用の場合は屋内側180mm以下、屋外側360mm以下) ・接地階を有しない住宅 □ 単純段差 () mm ≤ 180mm(踏み段*使用の場合は、360mm以下) □ パルコニーと踏み段※、踏み段※とかまちとの段差 () mm ≤ 180mm * 路み段:東行き300mm以上、幅600mm以上、パルコニーの端との距離1,200mm以上、かつ、1段であるものに限る。 		
	居室の一部に基準に 適合する範囲で設け る政差	□ 居室の一部に基準に適合する範囲で設ける段差なし。 □ 居室の一部に基準に適合する範囲で設ける段差あり。 • 300mm ≦ 段差 () mm ≦ 450mm □ 段差部分の方が高い。□ 介助用車椅子の移動を妨げない。 • 居室面積 () n² • 3n² ≤ 段差部分の面積 () n² < 9n²(居室面積18n²以下の場合居室面積の1/2)		
	その他	· 室名 ()		
	(日常生活空間外)	・ 段差 () mm		
階段	勾配等	 ・ 勾配() ≤ 6/7 ・ 550mm ≤ 蹴上×2+路面() mm ≤ 650mm ・ 蹴込み ≤ 30mm かつ 蹴込み板を設置 ・ 回り階段等安全上問題があると考えられる形式が用いられていない。 ・ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていない。 ホームエレベーター設置 「 勾配() ≤ 22/21 イ 550mm ≤ 蹴上×2+路面() mm ≤ 650mm ウ 路面() mm ≥ 195mm エ 蹴込み ≤ 30mm オ 勾配等の基準を適用しなくてもよい部分に該当 当該階段は日常生活空間外にある ・ 上記「ホームエレベーター設置」の場合の、勾配等の基準7からカまでに適合 	□ 住宅工事仕様書 □ 平面図 □ 詳細図	□適□不適□
	基準	□ 建築基準法施行令第23条から第27条までの基準に適合	D 公内工事儿 (#) 李	- *
	階段 動作補助 手すり	□ 設置箇所 (□ 片側 □ 両側(勾配45度を超える場合) 路面先端からの手すり高さ () mm (手すり高700mm~900mm) 便所 (□ 立ち座り用設置) ・	□ 住宅工事仕様書 □ 仕上表 □ 平面図 □	□適□不適
手すり	バルコニー 転落防止 2階以上の窓 転落防止	□ 腰壁等の高さ () mm ≥ 1,100mm □ 650mm ≤ 腰壁等の高さ () mm < 1,100mm		
			İ	

リフォーム工事計画説明書(バリアフリー性:等級4対応)

専用部分(第二面)

nh=0.cm m	リフォーム工事計画説明欄			
確認項目	項目	リフォーム工事計画内容	記載図書	の確認
手すり	廊下・階段 (開放され ている側) 転落防止	□ 腰壁等の高さ () mm ≥ 800mm □ 650mm ≤ 腰壁等の高さ () mm < 800mm	住宅工事仕様書 □ 仕上表 □ 平面図 	□ ボ適
	手すり子	* 手すり子: 床面・踏面の先端及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの800mm以内の部分に存するものに限る。 □ 該当なし		
通路及び出入口の幅員	通路	□ 通路最小有効幅員 () mm ≧ 780mm (ホームエレベーターがある場合は、当該ホームエレベータと日常生活空間との経路を含む。) □ 柱等の箇所 () mm ≧ 750mm	□ 住宅工事仕様書	□適□不適
(日常生活空間)	出入口 (バルコニー・勝手口を 除く)	□ 玄関出入口有効幅員 () mm ≧ 750mm □ 浴室出入口有効幅員 () mm ≧ 650mm □ その他の出入口 () mm ≧ 750mm(工事を伴わない撤去等を含む。)		
寝室、便所及 び浴室(日常 生活空間)	浴室	□ 短辺内法 () mm ≥ 1,400mm + 内法面積 () m² ≥ 2.5m² □ 短辺内法寸法 () mm ≥ 1,100mm(軽微な改造を含む。) □ 長辺内法寸法 () mm ≥ 1,300mm(軽微な改造を含む。)	□ 住宅工事仕様書	□適□不適
	便所	□ 便器の前方及び側方について、便器と壁の距離 () mm ≥ 500mm(ドアの開放又は軽微な改造による長さを含む。)□ 便器の形式は腰掛け式	 	
	特定寝室	□ 特定寝室内法面積 () m² ≧ 12.0m²		

注1) フラット358におけるバリアフリー性について、提出するリフォーム工事計画説明書及び技術基準(高齢者等配慮対策等級)は次表のとおりです。

戸建て、	連続建て	及び重ね	3建ての場	14

フラット355の種類	専用部分			
フラット353の極頻	提出する設計内容説明書	技術基準		
優良な住宅基準	[参考書式] リフォーム工事計画説明書 (バリアフリー性:等級3対応) 専用部分(第一面)及び専用部分(第二面)	等級3以上		
特に優良な住宅基準	[参考書式] リフォーム工事計画説明書 (バリアフリー性:等級4対応) 専用部分(第一面)及び専用部分(第二面)	等級 4 以上		

共同建ての場合				
フラット35Sの種類	専用部分		共用部分	
	提出する設計内容説明書	技術基準	提出する設計内容説明書	技術基準
優良な住宅基準	[参考書式] リフォーム工事計画説明書 (バリアフリー性:等級3対応) 専用部分(第一面)及び専用部分(第二面)	等級3以上	[参考書式] リフォーム工事計画説明書 (バリアフリー性:等級3対応) 共用部分 (第三面)	等級 3 以上
特に優良な住宅基準	[参考書式] リフォーム工事計画説明書 (バリアフリー性:等級3対応) 専用部分(第一面)及び専用部分(第二面)	等級 3 以上	[参考書式] リフォーム工事計画説明書 (バリアフリー性:等級4対応) 共用部分(第三面)	等級 4 以上

- 注2) 太枠で囲われた欄は、設計者等が記入してください。なお、この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の検査において変更することができます。
- 注3)書式内の欄に記載事項が入らない場合は、別添用紙を用いることができます。この場合にあっては、別添用紙に番号等を付し、該当する欄に当該番号欄を記載してください。

<用語の解説>

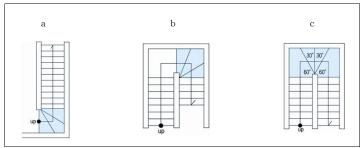
「特定寝室」 :高齢者等の利用を想定する一の主たる寝室のことをいいます。新築時に高齢者等がいない場合等であっても、高齢者等が利用することを想定する寝室を特定してください。

:高齢者等の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、特定寝室、食事室及び特定寝室の存する階(接地階を除きます。)にあるバルコニー、特定寝室の存する階にある全ての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいいます。 「日常生活空間」

:地上階のうち最も低い位置に存する階をいいます。 「接地階」

「勾配等の基準を 適用しなくても よい部分」

:a. 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その階面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分b. 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その階面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分c. 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その階面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度並びに60度の順となる回り階段の部分



※日常生活空間外の場合を示す